

独立行政法人日本学生支援機構
令和5年度帰国外国人留学生研究指導事業募集要項
※この募集は、令和5年度予算の成立を前提に行うものです。

1. 目的

この事業は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が、我が国における留学を終了し、帰国後、自国の大学等高等教育機関及び学術研究機関（以下「大学等」という。）で教育、研究活動に従事している者（以下「帰国留学生」という。）に対し、我が国における留学時の指導教員等を現地に派遣して行わせる研究指導、並びに、研究者及び学生等に対するセミナー開催等の事業（以下「研究指導事業」という。）の実施を支援することにより、帰国留学生の教育、研究能力を高めるとともに、その他研究者等に対する有益な情報の提供を通じて、現地の研究者との学術交流の推進及び我が国への留学促進に寄与することを目的とする。

2. 研究指導対象国・地域

別表に記載された国・地域

3. 研究指導事業の内容

研究指導等を行う者（以下「研究指導者」という。）は、次の（1）～（5）に掲げる事業のうち（1）を主とした複数の事業を実施するものとする。

- （1）帰国留学生を対象とした研究指導
- （2）帰国留学生及びその他の研究者等を対象とした専門分野の研究に関連する帰国留学生の所属する大学等が主催するセミナーへ参加、協力及び研究情報の交換
- （3）一般学生を対象とした専門分野に関する特別講義
- （4）研究者又は一般学生を対象とした我が国の高等教育機関等に関する教育事情の紹介及び情報提供
- （5）大学間の学術、教育交流等に関する国際交流担当者との意見交換

4. 研究指導者

この事業により派遣される研究指導者は、帰国留学生が我が国へ留学していた際に当該帰国留学生の教育研究指導に当たった教員（現在、我が国の大学（短期大学を除く。）の常勤教員であるものに限る。）とする。

5. 対象帰国留学生

この事業により研究指導者の派遣を受けることができる資格を有する帰国留学生（以下「対象帰国留学生」という。）は、次の（1）～（5）に掲げる条件の全てを満たすものとする。

- （1）我が国での留学に際し、在留資格「留学」を取得していたこと。
- （2）我が国の大学院を修了又は単位取得満期退学していること。
- （3）2023年4月1日現在で帰国後5年未満であること。
（2018年4月1日以降に帰国していること。）
- （4）当該国・地域の大学等に所属し、現在、自国において、教育、学術研究又は行政のいずれかの職に就いていること（民間企業に従事している者は除く）。
- （5）過去にこの事業による支援を受けたことがないこと。

6. 派遣時期及び期間

この事業により採用された研究指導者の派遣時期は、2023年7月10日から2024年3月10日までの間とし、派遣期間（現地滞在期間）は7日以上10日以内とする。

※ 本事業実施地に到着する日までの移動のみに要する日数及び最終実施地を出発した後の移動のみに要する日数は含まない。

7. 採用人数

5名程度（令和4年度実績：5名）

採用人数については令和5年度予算の成立状況により決定する。

8. 支援の内容

機構はこの事業により採用された研究指導者に対し、次の（1）～（3）に掲げる経費を支給する。

（1）往復渡航旅費

研究指導者が所属する大学の最寄り空港と対象帰国留学生が所属する外国の大学等の最寄り空港との間の最も経済的な経路による航空券を支給する。

【注意】機構が契約した旅行代理店が指定する航空会社・経路とすること。

（2）滞在費

日額16,000円を支給する。

本事業実施地に到着した日から、最終実施地を出発する日までの日数分

※ 経由地での宿泊日を含まない。

（3）研究指導経費（上限100,000円）

派遣先における研究指導に要すると機構が認めた経費を支給する。

※経費として認められるものは、諸謝金、消耗品費、印刷・製本費、通信運搬費、支払賃借料、図書費、旅行雑費とする。

【支援の内容についての注意事項】

1) 旅費を支給しない場合

研究指導者が次の①～③のいずれかに該当する場合、当該項目に掲げる旅費を支給しない。

① 機構以外の他の機関から旅費の支給を受けるとき：渡航旅費及び帰国旅費

② 研究指導実施終了後、直ちに帰国しないとき：帰国旅費

③ 採用取り消しになったとき：渡航旅費及び帰国旅費

2) 滞在費を支給しない場合

研究指導者が次の①～③のいずれかに該当する場合、滞在費の全部又は一部を支給しない。

① 機構以外の他の機関から滞在費の支給を受けるとき

② 病気その他本人の都合により研究指導期間を変更するとき

③ 採用取り消しになったとき

3) 研究指導経費を支給しない場合

研究指導者が次の①～③のいずれかに該当する場合、研究指導経費の全部又は一部を支給しない。

① 支出計画書の内容に妥当性が見られなかったとき

② 支出計画書に記載の内容から大幅な変更があったとき

③ 採用取り消しになったとき

4) 理事長は、研究指導者が前3項に該当する場合、すでに旅費、滞在費及び研究指導経費を支給しているときは、全部又は一部を返納させるものとする。

5) その他

申請の辞退を出発日の直前に行う場合は、航空賃のキャンセル料の負担が必要となる可能性があるため十分注意すること。

9. 申請の方法

この制度により対象帰国留学生のもとへ研究指導者の派遣を希望する場合には、研究指導者の所属する大学の長は、次の（1）～（3）の書類を添えて、機構理事長に推薦するものとする。

（1）「令和5年度帰国外国人留学生研究指導事業」の募集について（回答）（様式1）

（2）令和5年度帰国外国人留学生研究指導事業申請書（様式2-1/2-2/2-3）

(3) 令和5年度帰国外国人留学生研究指導事業申請書(様式3)

※ 上記様式は、印刷物で作成・提出し、かつ、電子データについても提出すること。

※ 印刷物は(1)については1部、(2)(3)については4部提出すること。

【申請についての注意事項】

- 1) 同一研究指導者が2件以上申請することはできない。
- 2) 1件の申請において複数の帰国留学生を対象とすることは差し支えない。その場合、対象帰国留学生の2人目以降は様式2-1、2-2及び様式3を作成提出のこと。
- 3) 申請書に記載した内容と事業実施後に提出する研究報告書に大幅な相違がある場合、理由書の提出を求められることがあるので、研究指導事業内容や他の機関への訪問等について、実行性の高い計画を記載すること。

10. 申請受付締切日

令和4(2022)年11月30日(水)(必着)とする。

11. 選考及び選考結果通知

(1) 選考

選考は、以下の審査方針に基づき、個別書面審査の上で機構に設ける留学生交流事業実施委員会において行われる。

【審査方針】

- 1) 留学生交流事業の一環として行うことを踏まえ、派遣先機関のみならず、他の機関を訪問するなどして、幅広く派遣先国の研究者との討議・意見交換・講演等の活動を行うものであること。また、同分野を専門とする他の帰国留学生とのネットワークの維持及び若手研究者との交流の促進等教育的側面にも配慮したものであること。なお、個別書面審査にあたっては上記の活動を実施する者を優先することとする。
[記入欄：(様式2-2)39番から45番、(様式2-3)、(様式3)]
- 2) 開発途上国・地域等の教育、学術研究及び行政の発展と我が国の大学の学術研究及び国際交流の推進に寄与するものであること。
[記入欄：(様式2-2)、(様式2-3)、(様式3)]
- 3) 派遣によって研究の推進が期待できること。
[記入欄：(様式2-2)35番、(様式2-3)、(様式3)]
- 4) 対象帰国留学生と研究指導者との事前交渉の経緯などが明確で、研究指導事業期間を有効かつ効率的に活用する計画となっており、さらにその内容が具体的であること。
[記入欄：(様式2-2)36番から38番、(様式2-3)、(様式3)]
- 5) 帰国留学生を対象とした研究指導と他事業の時間配分が妥当であること。
[記入欄：(様式2-2)、(様式2-3)、(様式3)]
- 6) 我が国への留学促進に寄与することも目的とすることから、派遣によって新たな留学生を我が国へ誘う内容が含まれている計画を優先する。
[記入欄：(様式2-2)46番、(様式2-3)、(様式3)]
- 7) 対象帰国留学生が私費外国人留学生の場合は、文部科学省外国人留学生学習奨励費を受給したことがある者を優先することとする。
[記入欄：(様式2-1)21番、(様式3)]
- 8) 派遣先の国、派遣元の大学、専門分野はなるべくかたよらないこと。

【選考についての注意事項】

申請に不備があるものについては、審査の対象としない。

(2) 選考結果通知

選考結果については、機構理事長から申請大学の長宛に文書で通知する。
通知時期：令和5年4月上旬（予定）
対象帰国留学生には申請大学から通知する。
選考結果に関する個別の問い合わせには応じない。

1 2. 採用の取消・辞退について

- (1) 申請内容に虚偽があった場合。
- (2) 「1 3. 研究指導者及び対象帰国留学生の義務」に違反した場合。

1 3. 研究指導者及び対象帰国留学生の義務

- (1) 研究指導者は、所属する大学の事務担当者の協力を得て、派遣期間中の活動における諸手続を整えること。
- (2) 研究指導者及び対象帰国留学生は、研究指導事業終了後、1か月以内に別に定める様式によって報告書及び事業実施調査票を提出すること。
- (3) 研究指導者は、この事業により講演等を行う場合には、機構の派遣事業である旨を明示すること。
- (4) 研究指導者は、研究指導事業期間中、この事業に専念し、報酬の有無にかかわらず他の業務に従事できない。

1 4. 支給の打切り及び返納

研究指導者に、研究指導事業を実施する上で不適切な事態が認められる場合には、理事長は経費の支給を打ち切り、必要に応じて全部又は一部を返納させることができる。

1 5. 関係書類等の保存について

本事業における申請、支給及び報告に係る書類の原本及びデータは、各受入れ大学において保存すること。保存期間は支給を受けた年度の翌年度の4月1日から5年間とする。

1 6. 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び機構の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、この制度の業務遂行のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）する。

なお、採用された場合、研究指導者氏名、研究課題名、研究指導事業に従事する派遣先機関、対象帰国留学生の職・氏名及び報告書を公表する。

1 7. 言語

募集要項の英語訳は便宜上付したものであり、英語訳による表現が日本語の内容を変更するものではない。

1 8. その他

帰国外国人留学生研究指導事業は令和5年度の実施をもって終了する予定です。

1 9. 申請及び照会先

〒1 3 5-8 6 3 0 東京都江東区青海2-2-1
独立行政法人日本学生支援機構
留学生事業部国際奨学課 フォローアップ・キャリア支援係
TEL： 0 3-5 5 2 0-6 0 3 0 E-mail： ef2@jasso.go.jp

令和5年度帰国外国人留学生研究指導事業
対象国・地域一覧表

<アジア>	<アフリカ>	<中東>
インド インドネシア 韓国 カンボジア スリランカ タイ 台湾 中国(香港、マカオを含む) ネパール パキスタン バングラデシュ 東ティモール フィリピン ブータン ベトナム マレーシア ミャンマー モルディブ モンゴル ラオス	アルジェリア アンゴラ ウガンダ エジプト エスワティニ エチオピア エリトリア ガーナ カーボベルデ ガボン カメルーン ガンビア ギニア ギニアビサウ ケニア コートジボワール コモロ コンゴ共和国 コンゴ民主共和国 サントメ・プリンシペ ザンビア シエラレオネ ジブチ ジンバブエ スーダン 赤道ギニア セネガル セントヘレナ ソマリア タンザニア チャド 中央アフリカ チュニジア トーゴ ナイジェリア ナミビア ニジェール ブルキナファソ ブルンジ ベナン ボツワナ マダガスカル マラウイ マリ 南アフリカ 南スーダン モーリシャス モーリタニア モザンビーク モロッコ リビア リベリア ルワンダ レソト	アフガニスタン イエメン イラク イラン シリア トルコ パレスチナ ヨルダン レバノン
<中南米>		<オセアニア>
アルゼンチン アンティグア・バーブーダ エクアドル エルサルバドル ガイアナ キューバ グアテマラ グレナダ コスタリカ コロンビア ジャマイカ スリナム セントビンセント及びグレナディーン諸島 セントルシア ドミニカ共和国 ドミニカ国 ニカラグア ハイチ パナマ パラグアイ ブラジル ベネズエラ ベリーズ ペルー ボリビア ホンジュラス メキシコ モンセラット		キリバス サモア ソロモン諸島 ツバル トケラウ トンガ ナウル ニウエ バヌアツ パプアニューギニア パラオ フィジー マーシャル諸島 ミクロネシア連邦 フリス・フツナ
		<ヨーロッパ>
		アゼルバイジャン アルバニア アルメニア ウクライナ ウズベキスタン カザフスタン キルギス コソボ ジョージア セルビア タジキスタン トルクメニスタン ベラルーシ ボスニア・ヘルツェゴビナ 北マケドニア モルドバ モンテネグロ